

別添（法第8条の3第2項）

水質検査結果〔一般廃棄物最終処分場〕

作成日：令和6年12月5日 施設名：益田市下波田埋立処理場

水質の区分		放流水		地下水等						
採取場所の略称			基準値 (1リットルにつき)	採取場所の略称		下流側		集水管口		基準値（廃止基準） (1リットルにつき)
採取年月日		令和6年10月15日		採取年月日		令和6年10月3日	令和6年10月3日			
測定結果が得られた日		令和6年11月1日		測定結果が得られた日		令和6年11月1日	令和6年11月1日			
1	アルキル水銀化合物	不検出	検出されないこと	1	アルキル水銀	定量下限未満	定量下限未満		検出されないこと	
2	水銀及びアルキル水銀その他の化合物	0.0005未満	0.005m g 以下	2	総水銀	0.00005未満	0.00005未満		0.0005m g 以下	
3	カドミウム及びその化合物	0.001未満	0.03m g 以下	3	カドミウム	0.0003未満	0.0003未満		0.003m g 以下	
4	鉛及びその化合物	0.005未満	0.1m g 以下	4	鉛	0.001	0.001未満		0.01m g 以下	
5	有機燐化合物	0.1未満	1m g 以下	5	六価クロム	0.005未満	0.005未満		0.05m g 以下	
6	六価クロム化合物	0.02未満	0.5m g 以下	6	砒素	0.006	0.001		0.01m g 以下	
7	砒素及びその化合物	0.005未満	0.1m g 以下	7	全シアン	定量下限未満	定量下限未満		検出されないこと	
8	シアン化合物	0.01未満	1m g 以下	8	ポリ塩化ビフェニル（P C B）	定量下限未満	定量下限未満		検出されないこと	
9	ポリ塩化ビフェニル（PCB）	0.0005未満	0.003m g 以下	9	トリクロロエチレン	0.001未満	0.001未満		0.01m g 以下	
10	トリクロロエチレン	0.001未満	0.1m g 以下	10	テトラクロロエチレン	0.001未満	0.001未満		0.01m g 以下	
11	テトラクロロエチレン	0.001未満	0.1m g 以下	11	ジクロロメタン	0.002未満	0.002未満		0.02m g 以下	
12	ジクロロメタン	0.002未満	0.2m g 以下	12	四塩化炭素	0.0002未満	0.0002未満		0.002m g 以下	
13	四塩化炭素	0.002未満	0.02m g 以下	13	1・2－ジクロロエタン	0.0004未満	0.0004未満		0.004m g 以下	
14	1・2－ジクロロエタン	0.001未満	0.04m g 以下	14	1・1－ジクロロエチレン	0.01未満	0.01未満		0.1m g 以下	
15	1・1－ジクロロエチレン	0.002未満	1m g 以下	15	1・2－ジクロロエチレン	0.004未満	0.004未満		合計量0.04m g 以下	
16	シス－1・2－ジクロロエチレン	0.004未満	0.4m g 以下	16	1・1・1－トリクロロエタン	0.1未満	0.1未満		1m g 以下	
17	1・1・1－トリクロロエタン	0.001未満	3m g 以下	17	1・1・2－トリクロロエタン	0.0006未満	0.0006未満		0.006m g 以下	
18	1・1・2－トリクロロエタン	0.001未満	0.06m g 以下	18	1・3－ジクロロプロペン	0.0002未満	0.0002未満		0.002m g 以下	
19	1・3－ジクロロプロペン	0.002未満	0.02m g 以下	19	チウラム	0.0006未満	0.0006未満		0.006m g 以下	
20	チウラム	0.001未満	0.06m g 以下	20	シマジン	0.0003未満	0.0003未満		0.003m g 以下	
21	シマジン	0.001未満	0.03m g 以下	21	チオベンカルブ	0.002未満	0.002未満		0.02m g 以下	
22	チオベンカルブ	0.002未満	0.2m g 以下	22	ベンゼン	0.001未満	0.001未満		0.01m g 以下	
23	ベンゼン	0.001未満	0.1m g 以下	23	セレン	0.001未満	0.001未満		0.01m g 以下	
24	セレン及びその化合物	0.005未満	0.1m g 以下	24	1・4－ジオキサン	0.005未満	0.005未満		0.05m g 以下	
25	1・4－ジオキサン	0.005未満	0.5m g 以下	25	クロロエチレン（塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.0002未満	0.0002未満		0.002m g 以下	
26	ほう素及びその化合物	0.57	50m g（海域230）以下	26	ダイオキシン類				1p g－T E Q 以下	
27	ふっ素及びその化合物	0.2未満	15m g（海域以外）以下	34	溶解性鉄含有量	0.04			10m g 以下	
28	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1.0未満	合計量200m g 以下	35	溶解性マンガ含有量	0.05			10m g 以下	
29	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	1.0未満	5m g 以下	36	クロム含有量	0.04未満			2m g 以下	
30	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	1.0未満	30m g 以下	37	大腸菌群数	100未満			1c m³につき日間平均3000個以下	
31	フェノール類含有量	0.02未満	5m g 以下	38	窒素含有量	0.78			120m g（日間平均60）以下	
32	銅含有量	0.014	3m g 以下	39	燐含有量	0.05			16m g（日間平均8）以下	
33	亜鉛含有量	0.011	2m g 以下	40	ダイオキシン類				10p g－T E Q 以下	

※ダイオキシン類については今後検査をし、数値の公表をします。